

請負契約約款

(総則)

- 第一条**
- 1 発注者と請負者は、日本国の法を厳守し、互いに協力し、信義を守り、誠実にこの契約を履行する。
 - 2 この契約書及び添付のお見積書、打合わせシートなどにもとづいて、請負者は工事を完成し、注文者と請負者は契約の目的物を確認するものとし、注文者はその請負代金の支払いを完了する。

(打合せ通りの工事が困難な場合)

- 第二条**
- 1 施工にあたり、通常の事前調査では予測不能の状況により、打合わせ通りの施工が不可能、もしくは不適切な場合は、注文者と請負者が協議して、実情に適するように内容を変更する。
 - 2 前項において、工期、請負代金を変更する必要があるときは、発注者と請負者が協議してこれを定める、

(一括請負・一括委任の禁止)

- 第三条**
- 1 あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合を除き、請負者は請負者の責任において、工事の全部または大部分を、一括して請負者の指定するものに委任または請負わせることができない。

(権利・義務などの譲渡の禁止)

- 第四条**
- 1 発注者及び請負者は、相手からの書面による承諾を得なければ、この契約に生じる権利または義務を、第三者に譲渡することまたは継承させることはできない。
 - 2 発注者及び請負者は、相手からの書面による承諾を得なければ、契約の目的物、検査済みの工事材料(製造工場などにある製品も含む)・建築設備の機器を第三者に譲渡する事、もしくは貸与する事、または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

(完了確認・代金支払い)

- 第五条**
- 1 工事を終了した時は、発注者と請負者は両者立会いの下、契約の目的物を確認する。
 - 2 発注者に対し工事請負契約書に定めた支払期限までに請負代金を支払い、請負代金全額(追加工事代金を含む。)の支払い完了と同時に、請負者は、発注者に対し契約の目的物を引き渡すものとする。これより契約の目的物の所有権は発注者に移転する。
 - 3 発注者は、目的物の引き渡しにあたって軽微な修補が必要と成る場合であっても、請負者が期間を定めてその修補を約束した時は、引き渡しを拒否する事が出来ず、請負代金の支払いを完了しなければならない。

(支給材料・貸与品)

- 第六条**
- 1 発注者よりの支給材料または貸与品のある場合には、その受渡期日および受渡場所は発注者と請負者の協議の上とする。
 - 2 発注者は、請負者の事前の書面による承諾を得ずに、発注者の支給材料によって請負者にエクステリア工事を施工させることはできません。
 - 3 請負者は支給材料または貸与品を善良な管理者として保管する。

(第三者への損害および第三者への紛議)

- 第七条**
- 1 施工のため第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議を生じたときは、発注者と請負者が協力して処理解決する。
 - 2 前項に要する費用は、請負者の責に帰する理由により生じたものについては、請負者の負担とし発注者の責に帰すべき事由によって生じたものについては、注文者の負担とする。

(不可効力による損害)

- 第八条**
- 1 天災その他自然的または人為的な事象であって、発注者・請負者いずれにもその責を期する事のできない事由(以下「不可抗力」という)によって、工事済部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器(有償支給品を含む)または工事用機器について損害が生じたときは、請負者は、事実発生後速やかにその状況を注文者に通知する。
 - 2 前項の損害について、発注者・請負者が協議して重大なものと認め、かつ、請負者が善良な管理者としての注意をしていたと認められるものは、発注者がこれを負担する。
 - 3 火災保険・建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の発注者の負担額から控除する。

(契約不適合責任の責任)

- 第九条**
- 1 目的物に不当な不適合があった場合は請負者の責任で解決にあたる。
(境界越境、請負関係者による破損・破壊など)

(工事変更、一時中止、工期の変更)

- 第十条** 1 発注者は、請負者同意の元必要によって工事を追加、変更または一時中止することができる。
- 2 前項により、請負者に損害を及ぼしたときは、請負者は発注者に対してその費用を求めることができる。
- 3 請負者は変更事項等が発生した場合は、発注者に対して理由を明示し工期の延長・中止を求めることができる。
(災害・天候不良等・情勢による不可抗力・材料、商品、追加工事等)

(紛争解決)

- 第十一条** 1 この契約について、紛争が生じたときは、本物件の所在地の裁判所を第一管轄裁判所とし、または裁判所外の紛争処理機関によって、その解決を図るものとする。

(工事停止・中止・解除権)

- 第十二条** 1 請負者は、次の各号に該当する事由が生じたときは、発注者に対する何らの催告なく、工事を中止し、または本契約を解除することができる。また請負者は発生した工事代金を発注者へ請求できるものとする。
- (1)発注者が請負代金の支払いを遅滞し、請負者が相当の期間を定めて催告しても履行しない時。
- (2)発注者に請負代金の支払能力が無いと認められる時。
- (3)発注者による本契約の違反、関係法令、近隣住民との間の紛争・トラブルその他やむを得ない事由により本契約書の履行が不可能または困難となったと認められる時。
- (4)発注者が工事変更等に伴う工事代金の変更に応じない時。
- (5)発注者が工事期間の延長の協議に応じない時。
- (6)発注者が請負者の同意なく、別業者(第三者)へ工事依頼または、施工技術に介入した場合。
- 2 発注者より工事停止及び中止を含むキャンセルの申し出があった場合、終了した範囲の工事代金を請負者は発注者へ請求できるものとする。また、解体・工事やり直しなどを請負者に求めることは出来ない。
- 3 前項の規定は、発注者は請負者の発注者に対する工事済部分および注文済材料に関する請負代金相当額その他の損害賠償の請求を妨げられない。

(補足)

この契約書に定めて無い事項については、必要に応じて注文者と請負者が誠意をもって協議して決める。

クーリングオフについて

ご契約いただきますエクステリア工事が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合(注)で、クーリングオフを行おうとする場合には、この説明書・工事請負契約約款を充分お読み下さい。

(注)「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合：訪問販売、電話勧誘販売による取引

I. 契約の解除(クーリングオフ)を行おうとする場合

- ①「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合(注)で、クーリングオフを行おうとする場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客様(発注者)は文書をもって工事請負契約の解除(クーリングオフと呼びます)ができ、その効力は解除する旨の文書を発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。
- ア)お客様(発注者)がエクステリア工事の対象物件等を営業用に利用する場合や、お客様(発注者)からのご請求によりご自宅での申込みまたは契約を行った場合等
- イ)壁紙などの消耗品を使用(最小包装単位)または、3,000円未満の現金取引
- ②上記クーリングオフの行使を妨げるために受注者が不実のことを告げたことによりお客様(発注者)が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、受注者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。

II. 上記期間内に契約の解除(クーリングオフ)があった場合

- ①受注者は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求する事はありません。
- ②契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は受注者の負担とします。
- ③契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、すみやかにその全額を無利息にて返還いたします。
- ④役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様(発注者)は無料で元の状態にもどすよう請求することができます。⑤すでに役務が提供されたときにおいても、受注者は、お客様(発注者)に提供した役務の対価、その他の金銭の支払いを請求することはありません。

* 尚、通常必要とされる量を著しく超える商品などの契約を結んだ場合は、契約後1年間は契約の解除が可能になる場合があります。

確認事項1



色ムラ ※施工ミスではありません。



亀甲目 ※湿度・気温変化など自然現象



表面凍結 ※急激な気温の低下など



ジャンカ ※生コンが浸透しきれていない。



歪み ※硬化スピードの違い、沈下など



補修

コンクリート工事について

コンクリート土間やアプローチ等の打設工事において、ごく稀に予測できない現象が発生する場合があります。
【色ムラ】【亀甲目】【凍結】【ジャンカ】【歪み】といった症状は原因不明も含め、職人の技量問わず生じる場合があります。
当社では、補修※1を試みますが解体・再打設は行いません。※1 モルタル補修・上塗・表面塗装等

お客様のご要望にて解体・再打設をご希望される場合は、別途御見積致しますのでご相談下さい。

施工基準について

一定の施工基準にて施工を行っております。著しく施工ミスが認められる場合には当社の責任にて対応致します。
稀にmm(ミリ)単位でのご要望をされるお施主様がいらっしゃいますが、当社の施工精度は±15mmと定めており
数ミリ単位での工事はお受けできませんので予めご了承下さい。

確認事項2



物理的に接合部はラインが入ります。



躯体・干渉物がある場合は固定ピンが効きません。



小口などの捲れ部は接着が望ましい。



人工芝・防草シート端部は雑草等の生成あり

人工芝について

人工芝の特性として熱を滞留し表面温度が高温になる為、裸足でのご利用は推奨致しません。接続面は必ずラインが入ります、ブラッシングを行い目立たなく施工しますが物理的に目視でも確認出来ます。住宅基礎や躯体周辺では地中へバリや捨てコンなどが埋設されている場合があります、固定ピンが効かない事があります。

小口面は捲れなどが発生する場合があります。風などの捲れ対策として接着する場合があります。人工芝、防草シートなどを含め端部の隙間処理が出来ない為、雑草など生成する場合があります。人工芝、防草シート共に永久素材ではありません。



植栽について

植物は生きものとなります、仕入・設置・地盤・環境など様々な条件で枯れなどが起こる場合があります。また、落葉や落実、昆虫などが発生し周辺の汚れや変色が起こる場合があります。いかなる場合も当社では、保証等は出来兼ねますので予めご了承下さい。